

加盟団体規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会（以下「本協会」という）の定款第3条及び第42条に基づき、加盟団体の権利と責務に関して必要な事項を定める。本規程により、パワーリフティングの普及発展と県民の体力向上に寄与することを目的とする。

第2条（加盟団体の権利）

本協会に有効に登録された加盟団体は、本規程第5条に定める競技普及を目的とした器具の借用を申請することができる。

- 2 前項の貸出は、本協会の器具保有台数、予算状況、及び地域における競技普及の必要性等を勘案し、本協会と加盟団体との協議に基づきその配置を決定する。なお、全ての加盟団体への貸出を保証するものではない。

第3条（加盟団体の責務）

加盟団体は、本協会の目的を理解し、次の各号に掲げる責務を負う。

- (1) 本協会の定款、本規程、並びに加盟団体及び選手審判登録規程等、公益社団法人日本パワーリフティング協会（以下「JPA」という。）の定める諸規程を遵守すること。
- (2) 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構の規程、及びJPAのドーピング防止規程、並びに本協会の指示を遵守し、所属選手等に周知徹底すること。
- (3) 健全な運営を行い、本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしないこと。
- (4) 競技活動及び器具の使用に際し、過度な減量を避けるなど選手の健康管理に十分な配慮を行い、事故防止に最大限の注意を払うこと。
- (5) 団体内で重大な事故や不祥事が発生した場合は、速やかに本協会へ報告すること。

第4条（加盟団体連絡協議会）

本協会は、加盟団体間の連携強化、情報共有、及び円滑な事業運営を目的として、加盟団体連絡協議会を設置する。

- 2 本協会は、前項の目的を達成するため、必要に応じて加盟団体連絡協議会を招集するものとする。
- 3 加盟団体は、本協会が招集する加盟団体連絡協議会に出席しなければならない。

第5条（貸出の目的と期間）

本協会は、パワーリフティングの普及・啓蒙及び選手育成を目的として、加盟団体に対し器具を貸し出すことができる。

- 2 加盟団体による競技普及活動、又は所属選手の強化練習に限る。
- 3 原則として1年単位の長期貸出とする。ただし、第7条の監査又は本協会の事業（大会等）に使用する必要がある場合は、この限りではない。

第6条（貸出料と費用負担）

器具の貸出料は無償とする。

- 2 競技会、練習会、又は返却等に伴う会場までの輸送、設置、及び撤去に要する一切の費用と労力は、加盟団体の負担とする。
- 3 常態的な維持管理に要する費用は、加盟団体の負担とする。
- 4 器具の借用を受けた加盟団体は、本協会が指定する場合、本協会が主催・主管する競技会への当該器具の搬入及び搬出を行う義務を負う。

第7条（監査への協力）

本協会が公的な補助金等を用いて取得した器具を借用する加盟団体は、以下の義務を負う。

- 2 国、地方公共団体、又は助成団体等による監査が行われる際、本協会の指示に従い、実地確認等の監査に協力しなければならない。
- 3 前項の監査対応（立ち会い、移動、資料準備等）に際して発生する費用は、当該加盟団体の負担とする。

第8条（管理責任と免責）

加盟団体は、貸与された器具を善良なる管理者の注意をもって管理し、毀損又は紛失した場合は、直ちに本協会へ報告し、その指示に従い原状回復又は損害賠償の責を負う。ただし、通常の使用に伴う損耗については、この限りではない。

- 2 借用中の器具を使用したことによって生じた事故（怪我、物損等）について、本協会は一切の責任を負わない。

第9条（承認の取消し）

加盟団体が本規程に違反したとき、又は登録資格を喪失したときは、本協会は直ちに貸出承認を取り消し、器具の返却を命じることができる。

第10条（規程の改廃）

この規程の改廃は、本協会理事会の決議によって行う。

<附則>

- 1 本規程は、令和8年4月20日より施行する。

器具貸与契約書（雛形）

一般社団法人兵庫県パワーリフティング協会（以下「甲」という）と、加盟団体である〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という）は、甲が保有するパワーリフティング器具（以下「本件器具」という）の貸与に関し、次の通り契約を締結する。

第1条（目的）

本契約は、甲の加盟団体規程に基づき、乙が兵庫県内におけるパワーリフティングの普及発展及び所属選手の強化育成を行うために、甲が乙に対し本件器具を貸与することを目的とする。

第2条（貸与物件）

甲が乙に貸与する本件器具の内容は、本契約書末尾の貸与器具目録に記載の通りとする。

第3条（貸与期間）

貸与期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

- 貸与期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも特段の意思表示がないときは、本契約は同一条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。
- 前項の規定にかかわらず、甲が事業（大会運営等）上の必要により返却を求めた場合、又は乙が加盟団体の資格を喪失した場合は、乙は速やかに本件器具を返却しなければならない。

第4条（貸与料及び費用負担）

本件器具の貸与料は無償とする。

- 本件器具の輸送、設置、撤去、及び返却に要する一切の費用並びに労力は、乙の負担とする。
- 借用期間中における本件器具の常態的な維持管理に要する費用は、乙の負担とする。

第5条（管理責任及び事故免責）

乙は、本件器具を善良なる管理者の注意をもって管理し、本契約の目的以外に使用してはならない。又、乙は本件器具の安全性を維持するため、定期的に点検を行い、常に適切な状態を保つよう管理しなければならない。

- 乙は、競技活動及び本件器具の使用に際し、選手の健康管理に十分な配慮を行うとともに、事故防止に最大限の注意を払わなければならない。

加盟团体名
代表者

印

